



令和6年度

八代平野農業水利事業
遙拝頭首工仮設計画検討業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
八代平野農業水利事業所

相見言観 (21 2)

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工仮設計画検討業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S 単 - 1号 ***					
S02115	主任技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04003 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	64,800	64,800	
	合 計				64,800	算出数量 1.000 人
	単 価				64,800	
	*** S 単 - 2号 ***					
S02115	技師(A)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04004 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04004	技師(A)	1.000	人	57,000	57,000	
	合 計				57,000	算出数量 1.000 人
	単 価				57,000	
	*** S 単 - 3号 ***					
S02115	技師(B)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(B)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04005 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04005	技師(B)	1.000	人	47,200	47,200	
	合 計				47,200	算出数量 1.000 人
	単 価				47,200	
	*** S 単 - 4号 ***					
S02115	技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1.000 人
	単 価				33,600	
	*** S 単 - 5号 ***					
S63003	実施設計(頭首工)内業 設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 当たり算出
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	3)主任技師の人数 4)技師 A の人数	9.20人 15.80人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)技師 B の人数 6)技師 C の人数	20.00人 20.00人		深夜時間:0.0		
	7)技術員の人数	16.60人				

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工仮設計画検討業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
R04003	主任技師	9.200	人	64,800	596,160	
R04004	技師 (A)	15.800	人	57,000	900,600	
R04005	技師 (B)	20.000	人	47,200	944,000	
R04006	技師 (C)	20.000	人	38,400	768,000	
R04007	技術員	16.600	人	33,600	557,760	
	合 計				3,766,520	算出数量 1.000 式
	単 価		式		3,766,520	
	*** S 単 - 6号 ***					
S63007	実施設計 (頭首工) 外業		式		1.000	歩 A 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	冬期補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)技師長の人数	0.00人				
	3)主任技師の人数	1.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	1.00人				
	5)技師Bの人数	1.00人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師 外業	1.000	人	64,800	64,800	
R04004	技師 (A) 外業	1.000	人	57,000	57,000	
R04005	技師 (B) 外業	1.000	人	47,200	47,200	
	合 計				169,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		169,000	
	*** S 単 - 7号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000	歩 A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	人,0.00人,0.5日,0.24日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	冬期補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ	頭首工・トンネル・用排水機場 着手前・最終		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.240日				
R04003	主任技師	0.740	人	64,800	47,952	
R04004	技師 (A)	0.740	人	57,000	42,180	
	合 計				90,132	算出数量 1.000 回
	単 価		回		90,132	
	*** S 単 - 8号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000	歩 A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,0.00人,2.00人,1.00人,0.00			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	人,0.5日,0.24日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亞熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ	頭首工・トンネル・用排水機場 中間		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	2.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.240日				
R04004	技師 (A)	1.480	人	57,000	84,360	

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工仮設計画検討業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04005	技師(B)	0.740	人	47,200	34,928	
	合 計				119,288	算出数量 1.000 回
	単 価		回		119,288	
	*** S 単 - 9号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 頭首工・トンネル・用排水機場、着手前・最終、通勤により打合せ、 、ライトバン、1日、3時間、L < 100km (100km未満)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	1)設計工種	頭首工・トンネル・用排水機場		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.24日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別)	1,527円				
	14)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	15)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	16)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	17)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	18)ライトバン使用日数	1日				
	19)時間区分	3時間				
	20)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54301	高速道路等料金					
	消費税抜き	1.000	式	1,527	1,527	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8.100	L	156	1,264	
	合 計				4,751	算出数量 1.000 回
	単 価		回		4,751	
	*** S 単 - 10号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 頭首工・トンネル・用排水機場、中間、通勤により打合せ、 、ライト バン、1日、3時間、L < 100km (100km未満)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	1)設計工種	頭首工・トンネル・用排水機場		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	中間				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	2人				
	5)技師B配置人員	1人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.24日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別)	1,527円				
	14)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	15)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	16)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	17)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	18)ライトバン使用日数	1日				
	19)時間区分	3時間				
	20)往復移動距離区分	L < 100km (100km未満)				
P54301	高速道路等料金					
	消費税抜き	1.000	式	1,527	1,527	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,960	1,960	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8.100	L	156	1,264	
	合 計				4,751	算出数量 1.000 回
	単 価		回		4,751	
	*** S 単 - 11号 ***					

令和 6 年度 八代平野農業水利事業
遙拝頭首工仮設計画検討業務

特 別 仕 様 書

九州農政局八代平野農業水利事業所

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

令和6年度八代平野農業水利事業遙拝頭首工仮設計画検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

本業務は、国営八代平野土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき改修する遙拝頭首工における仮設計画の検討を行うものである。

第1－3条（場所）

本業務において対象とする施設の場所は、熊本県八代市豊原上町地内他で、別添位置図に示すとおりである。

第1－4条（土地への立ち入り等）

作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地の立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする

第1－5条（一般事項）

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に充分な知識と経験を有した者とする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

第1－6条（管理技術者）

1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第1-7条（照査技術者）

1. 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第1-8条（担当技術者）

担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。

第1-9条（配置技術者の登録）

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第1-10条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条（適用する図書）

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先し、設計時点の最新のものを用いることとする。設計作業中に改訂された場合や他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所
1	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	
2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学会

第2-2条（現地作業条件）

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

1. 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打ち合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
2. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する場合は、受注者の責任において処理しなければならない。
3. 作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議する。

第2－3条（設計条件）

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

（遙拝頭首工）

型式：フローティングタイプ（ケーソン基礎）

堤長：L = 261.0m

堤高：H = 2.0m（堰頂標高 EL. 21.80m）

洪水吐：鋼製転倒ゲート B 34.4m × H 2.0m × 4門

　　鋼製ローラゲート B 25.0m × H 2.8m × 2門

土砂吐：鋼製ローラゲート B 10.0m × H 3.3m × 4門

取水口：左岸 B 2.5m × H 1.4m × 2門 $Q = 2.798m^3/s$ （農業用水）

　　右岸 B 4.0m × H 1.6m × 3門 $Q = 15.956m^3/s$ （農業用水：12.916m³/s、

上水・工業用水：3.040m³/s）

（河川諸元 一級河川球磨川水系球磨川）

河床勾配：上流側 1/1,100 下流側 1/900

計画高水流量： $Q = 7,100m^3/s$

計画高水位：HWL. 12.24m

計画取水位：NWL. 8.50m

第2－4条（参考図書）

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。

また、最新版を用いるものとする。

番号	名 称	発行所
1	建設省河川砂防技術基準(案) 同解説	(社)日本河川協会
2	国土交通省河川砂防技術基準 同解説	(社)日本河川協会
3	工作物設置許可基準	(財)国土技術研究センター

第2－5条（貸与資料）

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	国営八代平野土地改良事業計画書（案）及び計画参考資料	1式
2	令和2年度 遙拝頭首工補足設計その他業務 報告書	1部
3	令和4年度 遙拝頭首工左岸仮締切工検討業務 報告書	1部

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

第2－6条（参考図書及び貸与資料の取り扱い）

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

第3-1条 (作業項目及び数量)

本業務における作業項目及び数量は以下に示すものとする。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」のとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備考
実施設計 (頭首工)		
1. 現地調査	1式	
2. 資料の検討	1式	
3. 仮設計画	1式	
4. 施工計画	1式	
5. 数量計算	1式	
6. 概算工事費積算	1式	
7. 河川協議図書作成	1式	
8. 関係機関説明資料の作成	1式	
9. 総合検討	1式	
10. 照査	1式	
11. 点検とりまとめ	1式	

第3-2条 (作業の留意点)

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-1条、第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に關し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果について、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に關して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、
<http://www.nn-techinfo.jp>を参照。

- ・新技術情報システム（N E T I S）は
<http://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
- (6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

第3－3条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.htm）チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

第4－1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（現地調査後）

第3回 中間打合せ（仮設計画検討段階）

第4回 中間打合せ（施工計画とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については、別途監督職員の指示によるものとする。

第5-2条（開示用成果物の作成及び提出）

第5-1条に記載している成果物（PDFファイル）に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

1. 開示用成果物の電子媒体（CD-R等） 1部

なお、「不開示情報」とは、別表のとおりである。

第5-3条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市日置町171-1

九州農政局八代平野農業水利事業所

第5-4条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については、変更する場合がある。

①設計条件・前提条件、②業務計画の妥当性、③スケジュール、④設計変更内容

⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

（2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 工事円滑化会議等

当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5. 打合せ記録簿

業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第6章 業務管理

第6－1条（情報共有システム）

1. 情報共有システムの業務について

- 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

第7－1条（契約変更）

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-2 条、第 2-3 条に示す「作業条件等」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第8章 定めなき事項

第8－1条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 表

不開示とする情報	該当項目	該当条項
個人に関する情報 及び法人その他団 体に関する情報	<p>1. 記述等により特定の個人を識別することができる情報</p> <p>①受注者氏名</p> <p>②個人・会社の印影</p> <p>③実施設計に必要な各種調査結果の記載された 調査員等の氏名</p> <p>④打ち合わせ議事録等の発注者以外の氏名及び 組織名</p> <p>⑤図面等に記載された地番、所有者等の氏名、 住所等</p> <p>⑥顔写真</p> <p>⑦技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報</p> <p>⑧概算金額算出のための材料単価等見積もり業者 名</p> <p>⑨IPアドレス等機器の接続情報</p> <p>⑩その他（公にすることにより個人・会社の権利利 益を害する恐れのある情報）</p>	<p>行政機関の保 有する情報の 公開に関する 法律</p> <p>第5条第一号 及び第二号イ</p>

【作業項目内訳表】

・実施設計(頭首工)

作業項目	作業内容	作業実施
1 現地調査	頭首工地点及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、実施設計に必要な現地調査を行う。	○
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3 仮設計画		
3-1 右岸上流仮締切の検討	上流エプロン全面のドライ確認に必要な仮締切計画(自然取水)の検討及び構造・安定計算を行い、図面を作成する。なお、仮締切計画にあたっては直近10年間(H26～R5)のデータを踏まえ検討する。	○
3-2 右岸下流仮締切の検討	下流仮締切兼工事用道路進入計画の検討構造・安定計算を行い、図面を作成する。	○
4 施工計画	仮設工事に必要な施工計画を作成し、頭首工の全体工程に反映する。	○
5 数量計算	発注に必要な詳細数量計算書を作成する。	○
6 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
7 河川協議図書作成	本業務の成果より、遙拝頭首工の河川協議図書及び添付図面の修正、追加を行う。	○
8 関係機関説明資料の作成	本業務の成果より、関係機関及び漁協への説明資料を作成する。	○
9 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
10 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
11 点検とりまとめ	構造計算、数量計算の点検、図面の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

図面目録

令和6年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工仮設計画検討業務

番号	名称	枚数	備考
1	位置図	1	
計		1	

